社会福祉法人　台東つばさ福祉会

令和9年度 体験入居事業 説明会
（自立生活体験事業・自立生活推進事業）

令和8年11月19日

体験入居事業について

・**体験入居事業とは…**

地域での自立生活を目指す方や、家庭以外での生活経験の少ない方を対象に、一定期間（1～3か月程度）支援を受けながら、自立生活体験をしていただき、自立生活能力の向上を目指す事業です。

将来の生活を考えていくひとつの機会として、また、限られた利用期間を有意義に過ごしていただくために、利用期間中の目標を設定し、それに沿った支援を提供していきます。

事業開始以来、沢山の方にご利用いただき、「家庭から離れた環境の中で安定して過ごすことができるようになった」など一定の成果が見られており、多くの方がグループホーム等への入居に繋がっています。

利用定員は法人全体で4床/月となっており、グループホーム（たいとう寮：2床、グループホームりゅうせん：2床）にて実施しています。

たいとう寮の特徴

- 定員：10名（入居者6名・体験入居2名・ショートステイ2名）
- 職員体制：朝（7時～10時） 夕（16時～21時）3人体制

  宿直 男女1名ずつ
- 所在地：台東区台東1－25－5 台東複合施設3階
- 利用者は男女混合のため、職員も男女1名ずつは必ず勤務しています。ショートステイ利用者の対応を実施していることもあり、他のグループホームよりも支援体制が手厚くなっています。複合施設のワンフロアーであるため、施設内は段差がありません。（浴室を除く）

グループホームりゅうせんの特徴

- 定員：10名（入居者8名・体験入居2名）
- 職員体制：朝（7時～10時）夕（15時～21時）2人体制

  宿直　男性1名
- 所在地：台東区竜泉1－32－9　レオラ竜泉（4階・5階）
- 台東区竜泉1丁目に設立された、5階建ての建物です。5階が玄関で4階、5階に体験用の居室が1部屋ずつあります。内階段が設置されており、4階～5階の行き来をグループホーム内で完結できます。定住入居者と共に生活することで、将来の入居に向けての生活を間近で体験できます。

「自立生活体験事業」と「自立生活推進事業」の特徴

事業分類	自立生活体験事業	自立生活推進事業
目的	生活スキルの向上 将来的な自立生活への 準備期間	生活スキルの向上 自立生活のイメージ １～２年以内にグループホーム 入居
見学会		
学習会		

自立生活体験事業・自立生活推進事業
いずれの方もご参加いただけます

「自立生活体験事業」と「自立生活推進事業」の特徴

- **自立生活体験事業**

生活施設（グループホーム、入所施設等）への移行を近年中については考えていない方で、ご家庭以外での生活体験を通して日常生活動作等のスキルアップを目指す方を対象にしています。

自立生活推進事業

1～2年を目途に生活施設への移行を検討されている方を対象とします。

必要に応じた利用月数を設定し、生活施設への見学会や学習会を実施します。相談支援事業所・障害福祉課等との連携を通して、移行が現実のものとなるよう、ご本人・ご家族と共により具体的に取り組んでいきます。

原則、毎回、見学会や学習会に参加頂きます。また、見学会については是非、ご本人にも参加して頂き、自立へのイメージを持ってもらいたいと考えています。

体験入居前後に毎回面談を実施して取り組み状況を確認し、ご家庭でも継続した取り組みを是非、お願いします。生活施設の空き情報等についても優先的に提供していきます。

「自立生活推進事業」（移行枠）

- 自立生活推進事業を希望する方の中から、3か月間程度（最長6か月）の利用を通し、生活施設に完全移行する「移行枠」を設けています。生活施設への移行を実施するため、これまで体験利用してきた「総仕上げ的」な位置づけとなります。

「移行枠」のイメージ

体験前

▽準備期間として関係者会議を開催し、「ご本人」に合った生活とは「どんな暮らし向きが良いか」を確認し、全員で移行への目標を共有します。

体験開始

▽過去に体験利用してきた個別支援計画などを総括しながら、今、ご本人にある生活能力や生活状況を再度確認していきます。

▽空いている生活施設を積極的に探し、複数個所の見学へ行きます。
月1回は、ご家庭や関係者を交え、打ち合わせを行います。

▽見学した中から、ご本人の生活に合った生活施設を選択し入居を決定します。
生活施設と契約する際には、寮から情報提供を行います。

▽ご家庭へは帰らず、生活施設へ移行していきます。

自立生活推進事業　生活施設への移行実績

・自立生活体験事業・推進事業を利用されていた方達の移行実績。
毎年のように、数名は移行している実績があります。

令和元年度	近郊グループホーム	3名（足立区）	
令和2年度	区内入所施設	1名（台東区）	
	近燐グループホーム	1名（荒川区）	
	近郊グループホーム	1名（茨城県）	
令和3年度	区内グループホーム	3名（台東区）	
令和4年度	区内グループホーム	7名（台東区）	
	区外グループホーム	1名（荒川区）	移行枠利用
	区内入所施設	1名（台東区）	
	近郊グループホーム	1名（茨城県）	
令和5年度	区内グループホーム	2名（台東区）	
	区外入所施設	1名（茨城県）	
令和6年度	区内グループホーム	1名（台東区）	
令和7年度	移行実績なし		

１日の生活の流れ

- 6:30　起床　　出発時間に合わせて起床時間は異なります。
- 7:00　朝食　　準備の出来た方から順次食事を摂ります。
- 8:00　通所・通勤　　通所バスの送迎や、公共交通機関を利用して通います。

※休日は移動支援（ヘルパー外出）の利用や、昼食の外出を行います。

- 16:00　帰寮・入浴　　お風呂に入ったり、 おやつを食べたりします。
- 18:00　夕食　　準備の出来た方から、順次食事を摂ります。
- 19:00　余暇　　リビングで話をしたり、部屋でテレビを観たりします。
- 22:00　就寝　　ご自分のペースで就寝します。

※22:00～6:00までは、緊急時のみの対応となります。

令和9年度　体験入居事業

①利用料金は、

家賃：月額36,000円、日用品等：月額7,500円

食費は注文に応じて実費（月額20，000円～30，000円程度）

その他、介護給付費の1割をご負担いただきます。

※全員に特別給付金として月額10，000円の補助があります。また、収入に応じて家賃助成（月額14,000円又は月額2，000円）の対象となる場合があります。

②体験利用期間は1ヶ月間の内、半月**（15泊）**以上のご利用をお願いします。

③体験入居の実施事業所については、障害特性等、全体の状況を勘案して決定させていただきます。但し、グループホームりゅうせんは男性グループホームのため、女性はたいとう寮となります。

④生活施設の新規募集の情報が届いた場合、必要な方に情報をメールで提供いたします。希望される方は、メールアドレスの登録をお願いします。

令和8年度　見学会・学習会等　実施状況

令和8年5月　　**見学会**（足立区）株式会社HAL　はるのいえ

→　悪天候のため、**10月に延期**

8月　　**学習会**「グループホーム入居に関する体験談」

…　当事者の妹さまの体験談

令和9年2月　　**学習会**　「ご家族の体験談」（予定）

3月　　**見学会**（近隣区）グループホーム（予定）

令和9年度　見学会・学習会等　実施案

・自立生活推進事業をご希望の方は、原則として学習会・見学会にご参加いただきます。積極的な参加をお待ちしております。

・見学会は、近隣区のグループホームに行きます。

・学習会は、自立生活のイメージを深める場や、入居を考えるときに必要な情報を学べる場としていきます。

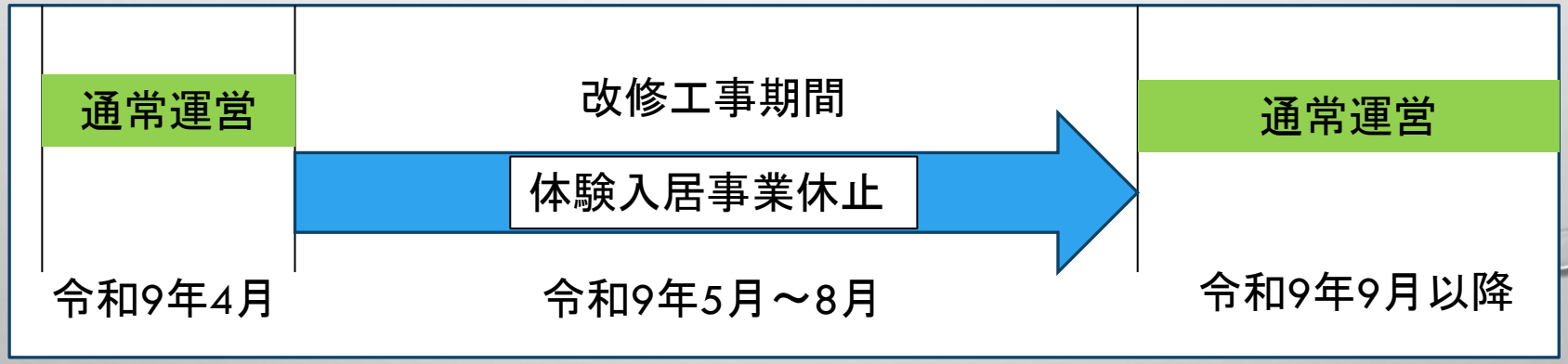
実施月	内　　容
6月	見学会　（近隣区グループホーム）
8月	学習会　「グループホームについて」（ご本人向け）　場所：未定
10月	見学会　（近隣区グループホーム）
11月	令和10年度体験説明会（推進事業・体験事業）　場所：たいとう寮
12月	令和10年度体験入居申請用紙の配布・申請　申請場所：たいとう寮
2月	学習会　「体験入居利用を振り返る座談会」（ご家族向け）　場所：たいとう寮

たいとう寮　台東複合施設の改修工事予定

台東複合施設改修工事に伴う、たいとう寮運営への影響について

①厨房改修：令和9年6月頃（予定）
1～2週間程度、給食の提供を休止します。
代わりに配食サービスの利用を検討しています。

②居室空調工事について：令和9年5月～8月（予定）
たいとう寮の全居室を工事します。



※改修工事期間中もショートステイ事業の運営は継続します。

令和9年度　体験入居事業の利用申請について

利用申請書の配布について

令和8年度に体験入居をされている方は郵送にて送付します。また、区内関係機関（相談支援事業所・障害福祉課等）へ配布します。たいとう寮・台東つばさ福祉会本部にも置いてあります。

●対　象　18歳以上　日中、通所・通勤されている方のみ対象となります。

※通所見込みがある方も申請できます。

●申請期間　令和 8年 12月 1日（火）～14日（月）

●申請場所　たいとう寮　（受付時間：平日　月曜～金曜　10:00～15:00）

※ご都合が付かない場合は土・日曜日でも可能です。事前にご相談ください。

●申請方法　「たいとう寮へ直接提出」　または　「郵送」

※郵送の場合、障害福祉サービス受給者証（水色）・愛の手帳は、後日、確認させていただきます。

●申請に必要なもの　　障害福祉サービス受給者証（水色）、愛の手帳

●利用内定　2月末に決定通知書をご自宅へ郵送致します。

事前面談・個別支援会議（意思決定支援）について

【根拠】

厚生労働省指針『障害者の意思決定支援を推進するための方策』により

個別支援会議へのご本人参加が義務化

変更後：事前面談→（個）原案作成→個別支援会議→（個）本案作成

※従来：事前面談→（個）本案作成

【目的】

- ご本人の意思をより一層尊重した支援を実現します。
- ご本人の意欲を引き出せるよう、かかわります。
- ご本人の自立につながる支援目標をたてます。
- ご本人を中心とした、ご家族・関係機関との連携を強化します。

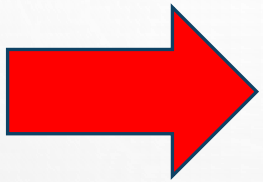
事前面談・個別支援会議（意思決定支援）について

【従来】

事前面談（前月）

体験利用

終了面談（翌月）



【変更後】

事前面談（利用前々月下旬～）

個別支援会議
（利用前月中旬～下旬）

体験利用

終了面談（翌月）

【方法】

- 事前面談は、**初回利用の方を除き**、原則電話で実施します。
- 個別支援会議は、対面で行います。
- いずれも**ご本人の参加が原則必須**です。

体験入居利用の流れ(利用前の手続き等)

- **区役所へ　①利用申請**(障害福祉受給者証持参)
  ②家賃助成申請

- **事前面談**(利用前々月下旬～)
  アセスメント、支援内容の確認
  開始日、終了日、帰宅日確認
  ※**初回利用の方を除き、**
  原則電話で実施します。

- **個別支援会議**(利用前月下旬)
  利用期間中の目標設定を**対面**で行います。
  利用中の予定、支援内容の再確認
  ※初回利用の方：　利用契約と家賃助成の委任状提出

グループホームの担当者からご連絡します。

体験入居利用の流れ（利用月、利用翌月の手続き等）

【体験利用当月】

- 荷物搬入、個別支援計画書同意・署名（利用開始前）
- 荷物搬出（利用終了後）

【利用翌月】

- 終了面談　※グループホームの担当者からご連絡します。

  利用期間中の様子の報告、目標達成度の評価

  次回利用までの課題設定、利用実績票とサービス提供記録の確認（押印）

感染症の拡大防止対策について

インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策は継続して実施していきます。引き続きご協力の程、よろしくお願い致します。

・マスクの着用

・手指消毒

・検温（37.5℃以上の発熱がある場合、利用は出来ません。）

ご家族等で体調不良の方がいる場合も、早めに連絡をお願いします。